平成 16 年度長野市内ダイオキシン類、有害大気汚染物質調査結果及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき事業所等が実施したダイオキシン類の測定結果について

平成 17 年 5 月 10 日 (火) 環境部環境管理課

担当:小野、宮下、峯村

TEL(直) 026-224-8034 (内)3014

長野市では、平成 10 年度より環境中のダイオキシン類及び有害大気汚染物質について継続的 に調査を実施しています。既に、これまで行った測定結果についてはその都度公表しています が、平成 16 年度の最終調査の結果がまとまった事から改めて通年の結果について公表します。

その他、平成 14 年度から継続して行っている、木工団地に建設された民間の容器包装リサイクル法に係る廃プラスチックリサイクル施設周辺において、施設の環境への影響を危惧する地元住民からの声が大きいことから、追加して調査を行っています。

また、ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により行われた特定施設設置者による廃棄物焼却炉の排出ガス等の測定結果についても公表します。

1. 平成 16 年度長野市内ダイオキシン類、有害大気汚染物質調査結果について

## 1-1. 環境ダイオキシン類調査結果

1-1-1. 大気 別紙 1 - 1

- ・ 一般環境監視 3 地点及び廃棄物焼却炉周辺監視 10 地点ともに、環境基準値(0.6 pg-TEQ/m³) を下回る結果であった。
- ・ 長野市内における平成 15 年度調査結果と今年度調査結果を比較すると、一般環境地点においては、昨年度を下回る結果であったが、廃棄物焼却炉周辺においては若干高め傾向となっている。
- 1-1-2. 水質・土壌・底質 今回の測定結果は、全地点で環境基準値を下回った。

別紙 1-2

## 1-2. 有害大気汚染物質調査結果

1-2-1. 鍋屋田自動車排ガス測定局、篠ノ井一般環境大気測定局

別紙 2-1

- ・ 昨年度に引き続き年 12 回実施し、4 月~12 月測定分はすでに公表した。
- ・ 環境基準値及び指針値の設定されている項目については、いずれも基準値を下回った。環境基準値及び指針値の設定されていない項目についても、環境省が公表した平成 15 年度の全国各自治体調査結果の濃度範囲内であった。
- ・ 同地点における平成15年度調査結果と比較すると、全体的に昨年度と同程度の値であった。 1-2-2. 南長池児童遊園地 別紙 2 - 2
- ・ 昨年度に引き続き年4回実施し、4月、7月、10月測定分はすでに公表した。
- ・ 環境基準及び指針値の設定されている項目及びシックハウス室内濃度指針値(厚生労働省により策定)が設定されている項目については、いずれも基準値を下回った。また、基準値等が設定されていない項目についても、環境省が公表した平成 15 年度の全国各自治体調査結果の濃度範囲内であった。
- ・ 同地点における平成 15 年度調査結果と比較すると、全体的にほぼ同程度の値であったが、トルエンは昨年度より高めであった。

- 2. ダイオキシン類対策特別措置法に基づき事業所等が実施したダイオキシン類の測 定結果について 別紙 3
  - ・ ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、ダイオキシン類の排出基準が適用される廃棄物焼却炉等の特定施設設置者は、排出ガス等について年 1 回以上ダイオキシン類を測定し、その結果を報告することが義務づけられている。
  - ・ 平成16年度に長野市内の施設設置者より報告されたダイオキシン類の測定結果がまとまったので公表する。
  - ・ 平成 17 年 1 月 1 日に合併に伴って新たに長野市となった 3 施設についても報告する。 大気基準適用施設については、23 施設から排出ガス濃度の報告があった。なお、報告され なかった 7 施設は休止中となっている。報告された施設の内 1 施設(戸隠キャンプ場)で 排出基準を超過した。この施設は結果判明後すぐに停止し、その後廃止している。又、平 成 16 年度は 4 施設が廃止となった。

水質基準適用施設については、報告対象 3 施設の全てから排水濃度の報告があり、基準超過した施設はなかった。循環使用等により公共用水または下水道へ汚水等を排出しない施設は報告の義務が免除される。

また、廃棄物焼却炉から排出される焼却灰(燃え殻)やばいじん(飛灰)を埋め立て処分する場合、ダイオキシン類濃度が3 ng-TEQ/g 以内でなければならない。なお、この基準を超過するダイオキシン類を含んだ焼却灰やばいじんは、特別管理産業(一般)廃棄物として処理しなければならない。この基準を超過した施設は、ばいじん(飛灰)について3施設、焼却灰(燃え殻)について2施設あった。